

## 第3部 トラック競技

第163条2、第163条6(第230条12と第240条10を除く)、第164条2、第165条は第7、8、9部にも適用する。

第160条

日本陸上競技連盟競技規則／第3部  
トラック競技

### 第160条 トラックの計測

1. 標準的なトラックの長さは400mとする。トラックは平行している二つの直走路と、半径も同じとする二つの曲走路からなる。縁石の高さ最低50mm、幅最低50mmの適当な材質の縁石で境をす

る。縁石の色は可能な限り白とする。  
曲走路の縁石の一部がフィールド競技のため、一時的にはずされる場合、縁石直下の場所に幅50mmの白線を引き、高さ最低200mmのコーンあるいは旗を間隔4m以内で、その底の縁がトラックにもっとも近い白線の端になるように(旗はグラウンドから60度の角度をなすように)置く。

- [国内] 1 メイントラックを離れる障害物競走とグループスタートでは、仮設の縁石を置くものとする。

- 2 第4種公認競技場の内側が縁石でない場合、内側は50mmのラインで示し、また4mおきにコーンまたは旗をラインの上に立てる。旗はトラックの方から、フィールドに60度の角度に倒すように立てる。旗は約250mm×200mmサイズのを450mmの棒の先につけるのが、この目的に一番かなっている。

- [国際] 1 縁石は高さ50mm～65mm、幅50mm～250mmで縁石の色は可能な限り白とする。

- 2 2本の直走路については、縁石に替えて幅50mmの白線でも良い。

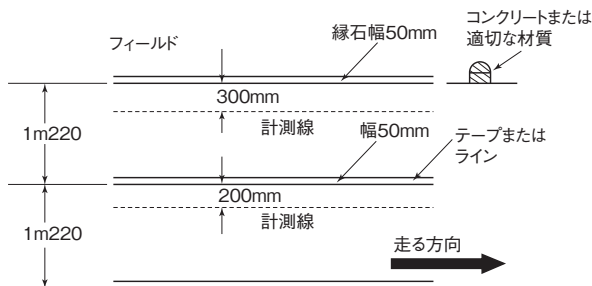
- 3 縁石のないトラックの縁は幅50mmのラインで示す。

- 4 縁石を撤去しコーンまたは旗で代用する方法は水濺を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合

は(コーンまたは旗を置く)間隔が10mを超えないようにする。

- 計測は、縁石の外端から300mm外方、そして曲走路において縁石がない場合(あるいは、障害物競走で水濠を超えるために縁石が置かれていないメイントラックを離れる場合)、ラインの外端から200mmのところを測る。

〔国内〕 国内の競技場では、代用縁石を置くことから縁石とみなし、300mm外方を測る。



- 競走距離は、スタートラインのフィニッシュラインに遠い方の端から、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端まで計測する。
- 400mまでのレースにおいて、各競技者は、幅50mmの白色のラインで区切られた、右側のライン幅を含む最大幅1m250のレーンを走らなければならない。すべてのレーンは同じ幅でなくてはならない。内側のレーンは、第160条2の規定によって計測するが、その他のレーンはラインの外端から200mmのところを測る

〔参照 第163条3〕

〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラックおよび走路を全面改修するトラックに関しては、上記のレースのために、レーン幅は1m220(±0.01m)とする。

〔国際-注意〕 2004年1月1日以降に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーンの幅は1m220±0.01mとする。

5. 本連盟が主催、共催する競技会では、レーンの数は8レーン以上が必要である。

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)と(f)による国際競技会では、最少8レーンのトラックでなければならない。

〔参照 公認陸上競技場および長距離競走路  
ならびに競歩路規程第3条〕

6. トラックの最大許容傾斜度は、幅で100分の1(1%)を超えないようにするべきである。走る方向への下りの傾斜は1,000分の1(0.1%)を超えてはならない。

〔国際〕 トラックの最大許容傾斜度は、IAAFが例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で100分の1(1%)を超えないようにするべきである。走る方向への下りの傾斜は1,000分の1(0.1%)を超えてはならない。

〔注意〕 新しいトラックの場合、幅の傾斜は内側のレーンの方向へ向けることが望ましい。

7. 公認陸上競技場は、第1種、第2種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。

〔国際〕 競技場の建設、設計そしてマーキングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上競技施設マニュアルに網羅されている。本規則では、守られるべき基本的な原則を示している。

### 第161条 スタートニング・ブロック

1. 400mまでの競走(4×200mリレー、メドレーリレーおよび4×400mリレーの第1走者を含む)においてはスタートニング・ブロックを使用しなければならない。その他のレースでは使用してはならない。トラック上に設置した際、スタートニング・ブロックのいかなる部分もスタートラインに重ねてはならず、その走者のレーンをはみ出してはならない。

スタートニング・ブロックは、つぎの一般仕様に適合したものでなければならない。

- (a) 十分に堅固な構造で、競技者に不公正な利益をもたらさないものでなければならない。

- (b) トラックに、できる限り僅かな損傷で済むように調整されたピンもしくは釘によって、トラックに固定しなければならない。すばやく容易に取りはずせるようにしなければならない。ピンまたは釘の数、太さ、長さはトラックの構造による。スタート時に移動することのないよう十分に固定されていなくてはならない。
- (c) 競技者が自分のスターティング・ブロックを使用する場合は、第161条1(a)(b)に適合していなければならない。他の競技者を妨害しないものならば、デザインや構造はどのようなものでもさしつかえない。
- (d) 主催者がスターティング・ブロックを提供する場合は、前述の条件に加えて下記の条件に適合しなければならない。

スターティング・ブロックは、競技者がスタート態勢をとる際、足をセットする2枚のフットプレートよりなる。フットプレートは、1つの堅固なフレームに固定される。フレームは、スタート時に競技者の足を妨害しない構造とする。

フットプレートは競技者のスタート姿勢に合うように傾斜がつけられており、平面またはいくぶん凹面になっていてもよい。フットプレートの表面は、競技者のスパイクシューズに適応させるように、小穴もしくは窪みをつけるか、そのシューズの使用に耐え得る材質で覆う。

フレームに据えつけるフットプレートの表面は調整できるものでよいが、実際にスタートする間に動くものであってはならない。どの場合もフットプレートは、それぞれ前後に動かして調節できなければならない。調節が終わったとき、フットプレートは堅固な留具または錠仕掛によりしっかりと固定されなければならないが、競技者が容易にかつ速やかに操作できるものでなければならない。

2. [国際] 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会、第261条あるいは第263条のもとで世界記録として承認のために申請された記録においては、スターティング・ブロックはIAAFが認可したスタート・インフォメーション・システムと連結していなければならない。

〔国際一注意〕 付け加えるならば、オートリコール装置は規則の範囲内で使用することができる。

3. 本連盟が主催、共催する競技会およびそれ以外の全天候走路での競技会では、競技者は主催者によって用意されたスターティング・ブロックのみを使用する。

〔国内〕 全天候走路でない競技場における競技会では、競技者は本連盟の規格に合ったもので、かつ許可された場合、自分のスターティング・ブロックを使ってもよい。

### 第162条 スタート

1. スタートラインは幅50mmの白いラインで示す。レーンを使用しないレースでのスタートラインは、フィニッシュからの距離がどの競技者も同じになるようにカーブさせる。競走競技におけるレーン（含むオーダー）順は、走る方向に向かって左から右へ番号をつける。

〔注意〕 i 場外競技におけるスタートではスタートラインは幅0.3m以内で、スタートエリアのグラウンドと対比してはっきりとした色を用いて表示してよい。

ii 1,500m競走およびその他の種目でスタートラインが曲線の場合、走路と同じ全天候舗装（素材・厚さ）であることを条件として、外側曲走路から外にはみ出して引くことができる。

〔注釈〕 スタートラインの延長は本連盟の検定が必要である。

2. スターターは競技会で、

(a) 400mまでの競走（4×200mリレー、第170条1に定義されたメドレーリレー、4×400mリレーを含む）において指示は「位置について（On your marks：おん・ア・マークス）」「用意（Set：セツト）」の言葉を用いる。

(b) 400mを超える競走（4×200mリレー、メドレーリレー、4×400mリレーを除く）においては「位置について（On your marks：おん・ア・マークス）」の言葉を用いる。

すべての競走は通常スターターが上方に向けて構えた信号器の

発射音でスタートしなければならない。

下記の注意を例外として、国際競技会におけるスターターは、開催する国や地域の言語、英語またはフランス語で合図しなければならない。

〔注意〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(i)ならびに本連盟が主催、共催する競技会においては、スターターの合図は英語のみとする。

3. 400mまでのレース(4×200mリレー、メドレーリレーそして4×400mリレーの第1走者を含む)において、クラウチングスタートとスターティング・ブロックの使用は必須である。位置についた時、競技者はスタートラインおよびその前方のグラウンドに手や足を触れてはならない。「位置について(On your marks)」の合図の後、競技者は自分の割当てられたレーン内のスタートラインの後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックと接触していなければならない。「用意(Set)」の合図で競技者は手とグラウンド、足とスターティング・ブロックのフットプレートとの接触を保ちながら、速やかに最終のスタート体勢に構えなければならない。スターターは、すべての競技者が「用意(Set)」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。
4. 400mを超えるレース(4×200mリレー、メドレーリレーそして4×400mリレーの第1走者を除く)では、すべてのスタートは立位(スタンディング・ポジション)で行われなければならない。「位置について(On your marks)」の指示の後、競技者はスタートラインに近づき、スタートラインの後ろでスタート体勢をとらなければならない(レーンでスタートするレースでは割り当てられたレーンの完全な内側)。競技者は位置についたとき手(片手または両手)がグラウンドに触れてはならず、そして/また足や手(片手または両手)がスタートラインやその前方のグラウンドに触れてはならない。スターターは、すべての競技者が「位置について(On your marks)」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。
5. 「位置について(On your marks)」または「用意(Set)」の合図で、競技者は、一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿

勢をとらなければならない。競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再び集合線に整列させなければならない。〔参照第130条〕

競技者が下記の行為をしたと判断したなら、スターターはスタートを中止しなくてはならない。

- (a) 「位置について (On your marks)」または「用意 (Set)」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がったたりした場合（理由の正当性は審判長によって判断される）。
- (b) 「位置について (On your marks)」あるいは「用意 (Set)」の合図に従わない、あるいは速やかに最終の用意の位置につかなかったとスターターが判断したとき。
- (c) 「位置について (On your marks)」あるいは「用意 (Set)」の合図の後、音声その他の方法で、他の競技者の妨害をしたとき。

この場合、審判長は第125条5ならびに第145条2に従い不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる（同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる）。

このように特定の競技者に警告を与えた場合やスタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員に緑旗（カード）を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

### 不正スタート

6. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。もし、競技者が少しでも早く動作を開始したとスターターあるいはリコーラーが判断したときは不正スタートとなる。

IAAF承認のスタート・インフォメーション・システムが用いられているとき、スターターとリコーラーの両者またはそのいずれかが、スタート・インフォメーション・システムが不正スター

ト（即ち、反応時間が0.100秒未満の場合をいう）の可能性あることを装置が示した時に発せられる音響をはっきり聞くためにヘッドフォーンを着用しなければならない。

スターターとリコーラーの両者、またはそのいずれかが、音響を聞いた瞬間、すでに出発の信号器が発射されていれば呼び戻し（リコール）しなければならない。そしてスターターはもしリコールの原因となった競技者がいれば、その競技者を特定するために、ただちにスタート・インフォメーション・システムの反応時間およびその他入手可能な情報を確認しなければならない。このシステムは他の競技会においても使用を強く推奨する。

- 〔注意〕 i スタート・ブロックのフットプレートから足が離れたり、地面から手が離れたりせず、結果的に足や手が離れることにもならない動作は、スタート動作の開始と見なされず不正スタートの対象とはならない。そのような事例は、状況によっては不正スタートではなく第162条5の警告または失格処分の対象になる場合がある。
- ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、第162条5の警告または失格処分の対象になる場合がある。
- iii 実際は、1人あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをしたときには、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは、不正スタートをした責任があると判断される競技者に警告を与え、あるいは失格させる。従って2人以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。もし不正スタートが、どの競技者にも帰すべきものでなければ警告は与えないで、グリーンカー



ド(旗)を競技者全員に見せる。

iv 承認を受けたスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠を、通常スターターは決定的なものとして受け入れなくてはならない。

7. 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者はスターターにより失格させられる。

混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後不正スタートした競技者は、すべて失格とする。

[参照 混成競技は第200条8(c)]

8. 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。

混成競技除き、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードが挙げられ、それに応じてレーンナンバー標識に表示される。

混成競技では1回目の不正スタートのとき、不正スタートの責任がある競技者に対しては、黄黒(斜め半分形)旗・カードを挙げて警告し、彼のレーンナンバー標識に表示する。その後、それ以降の不正スタートはすべて失格になることを知らせるために、レースに参加しているすべての競技者に対して1人以上の出発係によって黄黒(斜め半分形)旗・カードを挙げて警告する。

さらに不正スタートが行われた場合、不正スタートの責任がある競技者に対しては、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードを挙げ、それに応じてレーンナンバー標識にも表示する。

この基本的な方法(不正スタートの責任がある競技者の前で旗・カードを提示する)はレーンナンバー標識を使用しない場合にも行う。

9. スターターもしくはリコーラーが、スタートが公正に行われなかったと判断したときは、信号器の発射で競技者を呼び戻さなければならない。

#### 1,000m・2,000m・3,000m・5,000mおよび10,000m

10. 該当する種目で1回のレースに12人を超える競技者がいる場合、競技者のおよそ2/3を第1グループ、残りを第2グループの二つのグループに分けてスタートさせてもよい。第1グループ

は通常のスタートラインに並び、第2グループは二つに分けられた外側のスタートラインに並ぶ。第2グループは、トラックの最初の曲走路の終わりまで、決められたコースを走らなければならない。

〔国内〕 第1グループと第2グループのコースは仮設の縁石を置き二つに分ける。

〔国際〕 これらは第160条1に記述のとおりコーンまたは旗でマークされなければならない。

外側の弧形のスタートラインは、全競技者が同一の距離を走るように引かれなければならない。

第163条5で記述された800mのブレイクラインは2,000mと10,000mにおける第2グループの競技者が第1グループの競技者と合流する地点である。1,000m、3,000mそして5,000mにおけるグループスタートの場合、第2グループでスタートした競技者が第1グループの競技者と合流する地点を示すため、フィニッシュの位置する直走路の入口にマークを置かなくてはならない。このマークは50mm×50mmとし、第4レーン外側（6レーンのトラックでは第3レーン外側）のライン上に置き、コーンまたは旗を二つのグループが合流する、このマークの直前まで置く。

### 第163条 レース

1. 少なくとも、1つの曲走路を含むレースでは、走ったり歩いたりする方向は、左手が内側になるようにする。またレーンナンバーは、左手側から順にレーン1とつける。

〔国内〕 直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）で逆走することは認めない。ただし、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合はこの限りではない。

#### レースにおける妨害

2. 競技中、押されたり走路をふさがれたりして、競技者の前進が妨げられた場合の扱いは以下のとおりとする。
  - (a) 上記妨害行為が意図的でない場合、または、競技者による以外の方法で引き起こされた場合、審判長は、そのような行

為が特定の競技者（または競技者のチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、再レースの実施を命じるか、影響を受けた競技者（またはチーム）が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。

- (b) 別の競技者が上記妨害行為を引き起こしたと審判長が判断した場合、その競技者（または競技者のチーム）は、当該種目で失格となる。審判長は、そのような行為が特定の競技者（または競技者のチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、失格となった競技者（またはチーム）を除いて再レースの実施を命じるか、影響を受けた競技者（またはチーム）（失格となった競技者やチームは除く）が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。

第163条2(a)および(b)のいずれの場合においても、再レース等を認められる競技者（またはチーム）は、通常誠実に力を尽くして当該種目を完走した競技者（またはチーム）でなければならない。

### レーン侵害行為

- 3.(a) レーンで行うレースでは、各競技者はスタートからフィニッシュまで、自分に割り当てられたレーンを走らなければならない。またこの規定は、競走の一部をレーンで走る場合にも適用される。

- (b) レーンで走行しない（またはレーンで走行しない箇所のある）すべてのレースにおいて、競技者は、曲走路や第162条10に規定されるトラックの外側半分、または障害物競走の水濠に向かう迂回路の曲走路区間を走る際、境界を示すために設置されている縁石やラインの上や内側（トラック、トラックの外側半分、障害物競走の水濠に向かう迂回路の曲線区間の内側）を踏んだり、走ったりしてはならない。

第163条4を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員が監察員の報告に同意した場合は、その競技者は失格となる。

〔国内〕 レーンで行う直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）、および200m、400m、400mハードル、4×100mリレー

で全レーンを使用する必要がない場合は、もっとも内側のレーンをあける方がよい。

4. 以下の場合で、それぞれ実質的な利益がなく、他の競技者を押しよせたり塞いだりして進行を妨害していなければ、失格とはならない。

(a) レースで、他の競技者に押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ってしまったりした場合。

(b) 直走路もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において自分のレーン外を踏んだり走ったりした場合、または、曲走路において自分のレーンの外側ラインの外側を踏んだり走ったりした場合。

〔注意〕 実質的な利益とは、あらゆる方法で順位を上げることやレース中にトラックの縁石の内側に足が入ったり走ったりして、「囲まれた（ポケットされた）」状況から抜け出すことを含む。

5. ブレイクラインは、トラックの第1曲走路の終わりに引かれた第1レーン以外のすべてのレーンを横切る幅50mmの円弧のラインである。競技者がブレイクラインを確認しやすいように、ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、高さ150mm以下のコーンまたは角柱（50mm×50mm）を各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーン上に置かねばならない。

本規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合はそのチームは失格となる。

〔国際―注意〕 第1条1(d)(h)の競技会では、当事者の合意によってレーンを使用しない場合がある。

〔国内〕 国内競技会では、800m競走は、第1曲走路の終わりにマークされたブレイクラインまでレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。従ってスタート位置は二つの要素に注意しなければならない。

第1に適用する通常の階段式差は200m競走の場合と同じである。第2に外側のレーンの走者のために、バック・スト

レートの終端でほぼ同じ距離となるように、内側のレーンの走者よりも各レーンのスタートの位置を順次前に出して調節することである。

各レーンのスタート位置については、つぎの方法が望ましい。

- (1) B1点は、内側のレーンのバック・ストレートの入口で、内側の縁石の外端から300mmの地点。
- (2) 定点Yは、AB1の延長線で一番外側のレーンの、そのレーンの内側のラインから200mmの地点。
- (3) 定点Cは、バック・ストレートの終点、即ちつぎの曲走路の始まる所で内側の縁石の外端から300mm。
- (4) CB1を半径としてトラックに弧B1Xを引く。このラインは、トラックに幅50mmで示す。
- (5) 第2レーンから一番外側のレーンまでは、B1Xと各レーンの内側から200mmの点の交点により決める。

スタートの位置の正確な調節はつぎの方法で決定する。

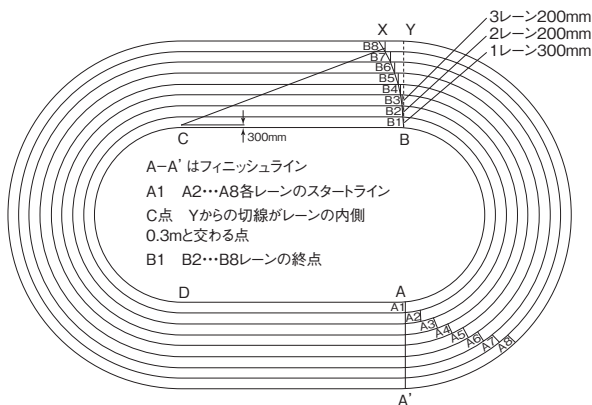
800m競走における各レーンのスタートの位置は、B1Yから各レーンの終わり(B2～B8)までの距離を前に出さなければならぬ。各レーンの正当なスタートの位置を前に出す距離は、レーンの幅が1m250、直線の長さ80mとするとつぎの数値になる。

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 第1レーン | 0     | 第2レーン | 8mm   |
| 第3レーン | 36mm  | 第4レーン | 83mm  |
| 第5レーン | 150mm | 第6レーン | 237mm |
| 第7レーン | 343mm | 第8レーン | 469mm |

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では、800m競走はブレイクラインのより近い端までレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。

本規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合はそのチームは失格となる。

## 第1曲走路をレーンで走る800m競走のスタート区画



### トラックからの離脱

6. レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする。

### マーカー

7. 第170条4で規定されたレースの全部あるいは最初の一部をレーンで行うリレーを除き、競技者は自分の助けとするために、走路上および走路脇にマークをついたり、物を置いたりしてはならない。

### 風力測定

8. [国際] すべての風速計は IAAF によって認証されるものとし、  
使用される風速計の精度は各国の政府計量機関公認の組織によって認定される。これによって、すべての測定が国内および国際測定標準によるものだと明らかにできる。
9. 第1条1(a)~(h)に該当する競技会ならびに世界記録認定のために提出される成績には非機械的(超音波)風向風速計を使用しなければならない。機械的風向風速計は横風の影響を受けないように保護する。また円筒を使用する場合、計測器の両側は円

筒の直径の少なくとも2倍の長さがなければならない。

〔国内〕 日本記録の認定に際し、非機械的（超音波等）風向風速計の利用は義務づけない。

10. トラック審判長は、風向風速計は、直走路の第1レーンに隣接して、フィニッシュラインから50mの地点に立てる。それはトラックから2m以上離してはならず、高さは1m220であることを確認する。

11. 風向風速計は自動、そして／あるいは遠隔操作によって計測され、計測結果は直接コンピューターに伝達・入力されてもよい。

12. 風速を計測する時間は、スターターの信号器の発射（閃光／煙）からつぎの通りとする。

|          |      |
|----------|------|
| 60m      | 5秒間  |
| 100m     | 10秒間 |
| 100mハードル | 13秒間 |
| 110mハードル | 13秒間 |

200mの場合の風は、先頭の走者が直走路に入ったときから10秒間計る。

〔国内〕 直走路に入る位置に旗を立てるなど適切な方法で表示する。〔参照 記録の公認条件：第260条14(c)〕

13. 風向風速計で秒速何メートルかを読みとり、小数第2位が0でない限り、秒速1mの10分の1の単位まで繰り上げる。

秒速 +2.03m → +2.1m  
-2.03m → -2.0m

〔国内〕 追風の走る方向への分速度は換算表を活用して算出する（別掲風速換算表参照）。

### 途中時間の表示

14. 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も、競技実施場所内で、時間を競技者に知らせてはならない。そのような許可が与えられるのは、レースに参加している競技者全員が途中時間を知ることができるような地点や環境下に競技者が視認できる時間表示がない場合に限定される。

本規則に違反し途中経過時間を知らされた競技者は、助力を受

けたと見なされ第144条2が適用される。

〔注意〕 競技区域は、通常、柵等で仕切られているが、上記規定の解釈上、競技が行われ、競技参加者と規則や規定で認められた人員のみが立ち入ることのできる区域のことと定義される。

### 給水・スポンジ

15. (a) 5,000m以上のトラック競技では、主催者は気象状況に応じて、競技者に水とスポンジを用意することができる。

(b) 10,000mを超えるトラック種目においては、飲食物・水・スポンジ供給所を設けなくてはならない。飲食物は、組織委員会と競技者本人のいずれかが用意してもよく、競技者が容易に手に取りやすいように置かなくてはならない。あるいは、承認された者が競技者に手渡す方式でもよい。競技者が用意した飲食物は、競技者本人または競技者代理人によって提出された時点から、組織委員会が指名する役員の監視下に置かなくてはならない。

担当競技役員は、受領時以降飲食物に手が加えられていないことを確認する。

### 第164条 フィニッシュ

1. フィニッシュは幅50mmの白いラインで示す。

〔注意〕 競技場外でフィニッシュする種目の場合、フィニッシュラインの幅は0.3mまで、その色はフィニッシュエリアの道路面とはっきり区別できる色ならば何でもよい。

2. 競技者の順位は、その胴体（即ちトルソーのことで、頭、首、腕、脚、手または足とは区別される）のいずれかの部分が前項のフィニッシュラインのスタートラインに近い端の垂直面に到達したことで決める。

3. 一定の時間を基準として行われる競走と競歩では、スターターは競技者および審判員に、競技が終わりに近づいていることを予告するために、競技の終了時間1分前に信号器を発射する。スターターは計時員主任の指示に基づいて、競技終了時間に再び競技の終了を合図する信号器を発射する。レース終了を知らせ

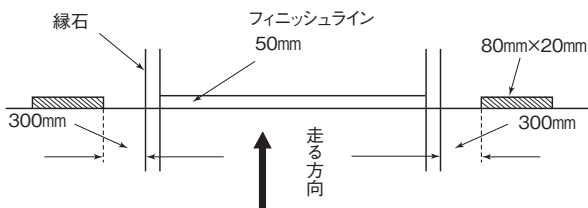


る信号器発射と同時に、担当審判員は、信号器発射の直前あるいは瞬間に各競技者がトラックに足をタッチした正確な地点にマークしなければならない。

記録になる距離は、メートル未満を切り捨てる。競技が始まる前に、各競技者に少なくとも1人の審判員が距離を記録するために割り当てられなければならない。

〔国内〕 フィニッシュポスト—写真判定システムがない場合、2本の白色に塗られた柱をフィニッシュラインの延長線上に少なくともトラックの端から300mmのところ置く。フィニッシュポストは強固な構造で、高さ約1m400、幅80mm、厚さ20mmとする。

### フィニッシュポスト



### 第165条 計時と写真判定

1. 公式の計時方法として、つぎの三つが認められる。

(a) 手動計時

(b) 写真判定システムによる全自動計時（電気計時）

(c) トランスポンダーシステムによる計時

尚、トランスポンダーシステムによる計時は第230条（競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース）、第240条（道路競走）、第250条（クロスカントリー競走）そして第251条（マウンテンレース）、第252条（トレイルレース）に限定する。

2. 第165条1(a)(b)における計時は、競技者の胴体（トルソー：頭、首、腕、脚、手、足を含まない部分）がフィニッシュラインのス

スタートラインに近い方の端の垂直面に到達した瞬間をとらえなければならない。

3. 全完走者の時間を計時する。また、可能な限り800m以上レースのラップタイムと3,000m以上のレースでは1,000mごとの途中時間を計時しなければならない。

### 手動計時

4. 計時員は、フィニッシュラインの延長線上に位置する。できれば、外側のレーンから少なくとも5mのところの1列に並ぶ。フィニッシュラインがよく見えるように階段式のスタンドを用意する。
5. 手動計時は、計時員がデジタル式のストップウォッチで計時する。このような計時装置は、すべて規則の中で“時計”という。
6. 第165条3のラップタイムは、複数の記録をとることができる時計を使用している計時員、予備の計時員、あるいはトランスポンダーシステムで計時する。
7. 計時は、スタート信号器の閃光または煙から計測する。
8. 各レースの第1着の時間および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員が計時する。（混成競技では第200条8(b)参照）予備計時員の時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、いつの場合でも3個の時計で時間を記録する。
9. 各計時員は独立して行動し、自己の計時した時間を所定の用紙に記入し、署名後計時員主任に提出する。計時員主任は、報告された時間を確認するため時計を検査することができる。
10. 手動計時によるすべてのレースでは、計時は以下のようにする。
  - (a)トラックレースでは、ちょうど0.1秒で終わる以外は次の0.1秒として変換され記録される。すなわち、10秒11は10秒2と記録される。
  - (b) レースの一部または全部が競技場外で行われる場合の計時は、ちょうど秒で終わる以外はつぎの秒で読み取られ記録される。

例 2:09:44.3→2:09:45

11. 上記に示したように変換した後、3個の時計のうち2個が一致し、1個が異なっている場合は、2個の時計が示す時間を公式記録とする。もし、3個の時計がそれぞれ異なった時間を示すときは、中間の時間をもって公式記録とする。なんらかの理由で、2個の時計でしか計時できず異なった時間となった場合は、遅い方の時間を公式記録とする。
12. 計時員主任は必要に応じて本条の規定を適用し、各競技者の公式時間を決定し、公表に備える。

### 写真判定（電気計時）

13. 本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。
- 〔国際〕 どの競技会でも IAAFにより承認された写真判定システムが使用されるべきである。
- 〔国内〕 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。

### システム

14. IAAFの承認を得るためには、写真判定システムは競技会前4年以内に精度検査を受け、発行された精度証明書のあるものでなければならない。要件として以下が含まれる。
- (a) 当該システムは、フィニッシュラインの延長線上に設置されたカメラを通してフィニッシュを記録し、合成画像を生成できるものでなければならない。
- i 第1条1項の競技会の場合、合成画像は秒あたり少なくとも1,000枚の画像から合成されなければならない。
- ii その他の競技会の場合、合成画像は秒あたり少なくとも100枚の画像から合成されなければならない。
- いずれの場合においても、画像は0.01秒毎に均等に目盛りされた時間尺度と同期していなければならない。
- (b) 当該システムは、スターターの合図によって自動的に作動するものとし、ピストルの発射音または同等の可視指示と計時装置の時間差が安定的に0.001秒以下であるようにする。
15. カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンライン

とフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。

記録をより読み取りやすくするため、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分の両側に同様の黒マークを置いてよい。

16. 競技者の順位は、時間目盛りに対して垂直であることが保証されている読み込みラインのカーソルを用いて画像から読み取る。
17. 当該システムは、各競技者のフィニッシュタイムを自動的に測定・記録し、各競技者の時間が表示された写真を作成できるもので、各競技者の記録や競技結果を示す一覧も作成できるものでなければならない。自動作成された情報及び手入力情報（競技開始・終了時刻など）の変更は、写真の時間目盛と一覧表上に自動的に表示されなければならない。
18. スタートとフィニッシュの両方ではなくいずれかのみで自動的に作動するシステムは、手動計時と写真判定システムのいずれでもないと思なされ、従って、公式タイムの計測には使用しない。この場合、画像上に表示された時間はいかなる状況においても公式記録と思なされないが、画像は競技者間の順位を判断し、時間差を調整するための有効な材料として用いることができる。

〔注意〕 写真判定システムがスターターの合図で作動しなかった場合、画像上の時間目盛りはこの事実を自動的に示すものでなくてはならない。

## 操 作

19. 写真判定員主任は、そのシステムの機能について責任を負う。主任は競技会の開始前に関係技術者と打ち合わせ、写真判定システムについて理解しすべての設定についても監督する。

写真判定員主任は、トラック競技審判長とスターターの協力を得て、そのシステムが自動的にスターターの信号器の合図で承認された写真判定装置が第165条14(b)に定められた時間内（つまり0.001秒以内）で正しく作動するかどうかのゼロ・コントロールテストを、各セッション（午前の部または夜の部）の開始前に実施しなければならない。また、機器のテストとカメラの正確

な設置について監督しなければならない。

20. できればトラックの両側に、少なくとも1台ずつ写真判定システムを作動させるようにする。これらのシステムは、技術的に独立したシステムが別々の動力源で別々の機器やケーブルによって、スターターの信号器の発信を記録し、連携できることが望ましい。

〔注意〕 2台以上の写真判定システムを使用する場合、1台は競技会の開始前に技術代表(あるいは指名された国際写真判定員)から公式システムとして指定されなければならない。もう1台のカメラの時間と順位については、公式カメラの正確性に疑問があるか、着順判定の不明確な点を正すために補助カメラとしての必要性が生じた場合以外には参考としない。(必要性がある場合の例：競技者の全身または一部が公式カメラの画像から消えているとき)

21. 写真判定員主任は、適切な人数の判定員と協同して競技者の着順を決定し、引き続き彼らの公式時間を決定する。主任は、これらの着順と時間が競技結果システムに正確に入力し転送されていること、そして記録・情報処理員に渡したことを確かめねばならない。

22. 写真判定システムで記録された時間は何らかの理由で担当競技役員が明らかに不正確であると判定した場合以外は公式時間とする。不正確な事例が発生した場合は調整可能であれば写真から得られた時間差を基礎としながら、予備計時員の時間を公式のものとする。予備計時員は写真判定装置がうまく作動しない可能性がある時には任命しなければならない。

23. 写真判定による時間はつぎのようにする。

(a) 10,000m (を含む) 以下のレースの時間は0.01秒表示の写真判定システムによって計時され0.01秒単位とする。厳密に0.01秒とならない場合はつぎのより長い0.01秒に変換する。

(b) 10,000mを超えるトラックでのレースの時間は0.01秒表示がゼロでない場合、つぎの0.1秒に変換する。

例 59:26.32 → 59:26.4

(c) 全部または一部が競技場外で行われるレースでは0.01秒単

位で計時されても、つぎの秒に変換する。

例 2:09:44.32 → 2:09:45

### トランスポンダーシステム

24. IAAFによって承認されたトランスポンダーシステムは第230条(競技場内で完全に実施されないレース)、第240条、第250条、第251条および第252条に該当する競走での使用は、つぎの条件が整えば認められる。

- (a) スタート地点およびコース沿道あるいはフィニッシュ地点で使用される機器のいずれもが、競技者の前進に重大な障害または障壁になってはいない。
- (b) 競技者が身に着けるトランスポンダーやその入れ物は、負担にならない重さである。
- (c) システムはスターターの信号器によって始動するか、スタート合図に同期している。
- (d) システムは競技会の間やフィニッシュ地点または記録集計のいかなる過程でも、競技者が何かをする必要がない。
- (e) すべてのレースは0.1秒単位で計測され、0.1秒表示がゼロでない場合、つぎの秒に切り上げる。

例 2:09:44.3 → 2:09:45

〔注意〕 公式の時間は信号器のスタート合図(または同期したスタート信号)から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間を知らせることができる。

- (f) このシステムによって決定された時間と着順を公認とみなすが必要に応じて第164条2と第165条2を適用する。

〔注意〕 着順の決定および競技者の特定の助けとなるよう、審判員やビデオ記録を準備することを推奨する。

25. トランスポンダー主任はシステムの機能について責任を持つ。競技のスタート前に、担当の技術スタッフと打ち合わせ、装置を理解し、すべての設定を確認する。また、機器のテストを監督し、トランスポンダーのフィニッシュライン上通過時に競技者のフィニッシュ時間が記録されることを確実にする。審判長

と協力して、必要に応じて第165条24(f)適用の準備をしなければならない。

## 第166条 トラック競技におけるラウンドの通過

### 予選

1. トラック競技における予選は、参加競技者が多数のため、決勝1回では満足に競技が運営できないときに行う。予選ラウンドを行う場合、全競技者が参加し、予選によってつぎのラウンドに進むようにしなければならないが、例外として第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会ではIAAFもしくは地域陸連の裁量で競技会の参加標準記録に達していない競技者に限定した予備予選を実施しても良い。
2. 予選の組合わせと予選通過の条件は主催者が決める。同一団体に所属する競技者は、できるだけ異なる組に編成する。

〔国際〕 国際競技会では、予選の組み合わせと予選通過の条件は技術代表が決める。もし技術代表が任命されていない場合は主催者が決める。

〔国内〕 1 予選を行うときには、競技者の最近の記録を考慮に入れ、最高の記録を作った競技者が順当に進んだときには決勝に出られるように編成することが望ましい。

- 2 中・長距離走の1組の人数はつぎのようにすることが望ましい。

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 1,500m、3,000mSC             | 15人以内 |
| 3,000m、5,000m (グループスタートの場合) | 27人以内 |
| 10,000m (グループスタートの場合)       | 30人以内 |

予選を行った場合、決勝に進出できる人数は1,500m、3,000mSCは12人以内、3,000m、5,000m、10,000mは18人以内とする。

- 3 2または3チーム間の対抗競技会では、種目ごとにチームの抽選を行い、交互にレーンを決めてもよい。
- 4 9レーンがある場合は、これを有効に活用して、一次予選の組数を少なくしてもよい。

〔国際〕 トラック種目のラウンド数、各ラウンドにおける組数、各ラウンドの予選通過者の決め方は、特別な事情がない限り、

つぎの表を使用する。可能な限り各国または各チームの代表  
 および最も良い記録を持つ競技者は、競技会の予選ラウンド  
 において可能な限り異なった組に入れる。最初のラウンド後、  
 この規則を適用するにあたっては各組間で競技者の交換が必  
 要な場合は可能な範囲で、第166条3の下での同じランクの  
 競技者の間でのみ為されるものとする。

**100 m , 200 m , 400 m , 100 m H , 110 m H , 400 m H**

| ラウンド<br>参加数 | 一次予選 |    |           | 二次予選 |    |           | 準決勝 |    |           |
|-------------|------|----|-----------|------|----|-----------|-----|----|-----------|
|             | 組数   | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数   | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数  | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 9 - 16      | 2    | 3  | 2         |      |    |           |     |    |           |
| 17 - 24     | 3    | 2  | 2         |      |    |           |     |    |           |
| 25 - 32     | 4    | 3  | 4         |      |    |           | 2   | 3  | 2         |
| 33 - 40     | 5    | 4  | 4         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 41 - 48     | 6    | 3  | 6         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 49 - 56     | 7    | 3  | 3         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 57 - 64     | 8    | 3  | 8         | 4    | 3  | 4         | 2   | 4  |           |
| 65 - 72     | 9    | 3  | 5         | 4    | 3  | 4         | 2   | 4  |           |
| 73 - 80     | 10   | 3  | 2         | 4    | 3  | 4         | 2   | 4  |           |
| 81 - 88     | 11   | 3  | 7         | 5    | 3  | 1         | 2   | 4  |           |
| 89 - 96     | 12   | 3  | 4         | 5    | 3  | 1         | 2   | 4  |           |
| 97 - 104    | 13   | 3  | 9         | 6    | 3  | 6         | 3   | 2  | 2         |
| 105 - 112   | 14   | 3  | 6         | 6    | 3  | 6         | 3   | 2  | 2         |



800m, 4×100mリレー, 4×200mリレー, メドレーリレー, 4×400mリレー

| ラウンド<br>参加数 | 一次予選 |    |           | 二次予選 |    |           | 準決勝 |    |           |
|-------------|------|----|-----------|------|----|-----------|-----|----|-----------|
|             | 組数   | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数   | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数  | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 9 - 16      | 2    | 3  | 2         |      |    |           |     |    |           |
| 17 - 24     | 3    | 2  | 2         |      |    |           |     |    |           |
| 25 - 32     | 4    | 3  | 4         |      |    |           | 2   | 3  | 2         |
| 33 - 40     | 5    | 4  | 4         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 41 - 48     | 6    | 3  | 6         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 49 - 56     | 7    | 3  | 3         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 57 - 64     | 8    | 2  | 8         |      |    |           | 3   | 2  | 2         |
| 65 - 72     | 9    | 3  | 5         | 4    | 3  | 4         | 2   | 4  |           |
| 73 - 80     | 10   | 3  | 2         | 4    | 3  | 4         | 2   | 4  |           |
| 81 - 88     | 11   | 3  | 7         | 5    | 3  | 1         | 2   | 4  |           |
| 89 - 96     | 12   | 3  | 4         | 5    | 3  | 1         | 2   | 4  |           |
| 97 - 104    | 13   | 3  | 9         | 6    | 3  | 6         | 3   | 2  | 2         |
| 105 - 112   | 14   | 3  | 6         | 6    | 3  | 6         | 3   | 2  | 2         |

1500 m

| ラウンド<br>参加数 | 予選 |    |           | 準決勝 |    |           |
|-------------|----|----|-----------|-----|----|-----------|
|             | 組数 | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数  | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 16 - 30     | 2  | 4  | 4         |     |    |           |
| 31 - 45     | 3  | 6  | 6         | 2   | 5  | 2         |
| 46 - 60     | 4  | 5  | 4         | 2   | 5  | 2         |
| 61 - 75     | 5  | 4  | 4         | 2   | 5  | 2         |

2000mSC, 3000 m, 3000 m SC

| ラウンド<br>参加数 | 予選 |    |           | 準決勝 |    |           |
|-------------|----|----|-----------|-----|----|-----------|
|             | 組数 | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数  | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 20 - 34     | 2  | 5  | 5         |     |    |           |
| 35 - 51     | 3  | 7  | 5         | 2   | 6  | 3         |
| 52 - 68     | 4  | 5  | 6         | 2   | 6  | 3         |
| 69 - 85     | 5  | 4  | 6         | 2   | 6  | 3         |

## 5000 m

| ラウンド<br>参加数 | 予選 |    |           | 準決勝 |    |           |
|-------------|----|----|-----------|-----|----|-----------|
|             | 組数 | 着順 | 上位<br>記録者 | 組数  | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 20 - 40     | 2  | 5  | 5         |     |    |           |
| 41 - 60     | 3  | 8  | 6         | 2   | 6  | 3         |
| 61 - 80     | 4  | 6  | 6         | 2   | 6  | 3         |
| 81 - 100    | 5  | 5  | 5         | 2   | 6  | 3         |

## 10,000 m

| ラウンド<br>参加数 | 予選 |    |           |
|-------------|----|----|-----------|
|             | 組数 | 着順 | 上位<br>記録者 |
| 28 - 54     | 2  | 8  | 4         |
| 55 - 81     | 3  | 5  | 5         |
| 82 - 108    | 4  | 4  | 4         |

〔注意〕 組編成にあたっては、できるだけ全競技者の成績を考慮し、もっともよい記録を持っている競技者が決勝に残れるように編成することが望ましい。

〔国際－注意〕 世界選手権大会とオリンピック大会については、これと別の表が競技注意事項の中に加えられる。

### ランキングと予選の組合せ

3. (a) 最初のラウンドにおいて、競技者は予め決められた期間内に達成された当該種目の有効な記録のリストからシードを決定し、ジグザク配置によって予選の組を決める。
- (b) 予選ラウンド等を行った場合、つぎのラウンドの組編成は、前のラウンドの成績によって行う。可能な限り、同じ所属の競技者は異なった組に入れるようにする。
- i 100m～800m (4×400mリレーを含む) の種目は、その前のラウンドの順位と記録に基づいて組み分けする。そのために、競技者を以下のように順位づけをする。
- ・予選1位の中で1番速い者
  - ・予選1位の中で2番目に速い者
  - ・予選1位の中で3番目に速い者

- ・ 予選2位の中で1番速い者
- ・ 予選2位の中で2番目に速い者
- ・ 予選2位の中で3番目に速い者

(時間で通過した者)

- ・ 1番目に速い者
- ・ 2番目に速い者
- ・ 3番目に速い者

ii その他の種目は、前のラウンドの記録によって編成する。

〔国際〕 その他の種目では、元の成績リストは組み分けのために引き続き使われ、前のラウンドで記録が更新されたときのみ修正する。

〔注釈〕 IAAF規則では、本条項の適用種目を100m～400m（4×400mリレーを含む）とし、800mは次項の「その他の種目」となる。

- (c) 競技者をジグザグに配置する。すべての場合において、走るべき組の順序は組の編成が決定された後、抽選によって決められる。

(例) 3組の場合はつぎのような組編成になる。

|   |   |   |   |    |    |    |    |    |
|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| A | 1 | 6 | 7 | 12 | 13 | 18 | 19 | 24 |
| B | 2 | 5 | 8 | 11 | 14 | 17 | 20 | 23 |
| C | 3 | 4 | 9 | 10 | 15 | 16 | 21 | 22 |

ABCの組の走る順序は抽選による。

### レーンの決定

4. 100mから800mまで、また4×400mまでのリレー競走で複数のラウンドが行われる場合は、そのレーン順は下記によって決める。

- (a) 最初のラウンドと第166条1に示す予備予選ラウンドにおいて、レーン順は全員（または全チーム）を抽選で決める。
- (b) つぎのラウンドからは第166条3(b) i または第166条3(b) ii で示された手順により、各組終了後、競技者はつぎのようにランク付けされ三つのグループに分けて抽選される。

上位グループ4人（または4チーム）が3, 4, 5, 6レーンを、それに続く5・6番目の中位グループ2人（または2チーム）が

7, 8レーンを、下位グループ2人(または2チーム)が1, 2レーンを抽選する。

〔注意〕 i 8レーンより少ないあるいは多い場合には、上記の方法に準じて適宜決める。

ii 第1条1(d)~(j)に該当する競技会における800m競走は、それぞれのレーンで1人または2人の競技者が走ってもよいし、弧形のライン後方からスタートするグループスタートでもよい。第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会では同着で、あるいは審判長の判断でつぎのラウンドに進出する競技者の数が増えた場合を除いて、このスタート方式は予選にのみ適用する。

iii 〔国際〕 800m競走においては、決勝を含めて何らかの理由により利用できるレーン数より競技者が多い場合、技術代表は複数の競技者をどのレーンに入れるか決定しなければならない。

iv 競技者数よりレーン数が多い場合は、常に、内側のレーン(1レーンに限らず)を空けるべきである。

〔国内〕 800m競走においては、決勝を含めて何らかの理由により利用できるレーン数より競技者が多い場合、審判長は複数の競技者をどのレーンに入れるか決定しなければならない。

#### **単一ラウンド(予選のない決勝レース)**

5. 本連盟が主催、共催する競技会では、800mを超える競走、4×400mを超えるリレーならびに単一ラウンド(決勝)しかない競走のレーン順やスタート位置は抽選で決める。
6. 予選・決勝の方法以外で行われるレースでは、シードや抽選などラウンドの通過方法を含む必要な競技運営方法を決めておかなければならない。
7. 競技者はその氏名が載せられている組以外の組で競技することは許されないが、審判長が組合せを変更したほうが妥当だと考えた場合はその限りではない。
8. 第166条2.に基づく別表がない限り、予選では少なくとも各組の1着と2着はつぎのラウンドに出場する資格があり、可能な限り各組3着まで出場する資格を与えることが望ましい。

第167条の適用以外では、第166条2により着順または時間、特別に設けられた競技規定、または主催者による決定のいずれかによって競技者を次のラウンドに進出させる。競技者が時間によって資格が与えられる場合には、その決定方法は同一の計時方法に限る。

予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。

〔国内〕 時間によってつぎのラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。

9. 1つのラウンドの最後の組とつぎのラウンドの最初の組、あるいは決勝との間には、最小限つぎの時間をおかなければならない。

200m (含めて) まで 45分

1,000m (含めて) まで 90分

〔国内〕 1,000mを超えるレースでは、最小限3時間をおく。

〔国際〕 IAAF規則では1,000mを超える種目については同一日としない。

### 第167条 同 成 績

1. 決勝審判員もしくは写真判定員が規則第164条2、第165条18、第165条21、または第165条24により、どの順位においても競技者を区別することが不可能なとき、それは同成績と決定され、同成績はそのままとする。
  2. (着順ではなく) 時間を元にして第166条3(b)によるランキングの順位を決定するときや、次ラウンド進出のための最後の1枠を決めるにあたり異なる組で同成績がいる場合、写真判定員主任は0.001秒の実時間を考慮して決定しなくてはならない。この結果(または第167条1によって)ランキングの順位を決定するにあたり、まだ同成績がいる場合には抽選によってランキングの順位を決定する。着順または時間を元に次のラウンド進出のための最後の1枠を決定するにあたり同成績者がいる場合、全員を有資格者とすべきであるが不可能であれば抽選によって決定する。
- 〔注意〕 次ラウンド進出が着順と時間で決定される方式(たとえば、2組、各組3着までと4着以下時間の速い順に2人が次ラウ

ンドに進出)において、着順で決める最後の1枠が同成績だったとする。その際、同成績の競技者を次ラウンドに進出させれば、その分、時間に基づいて次ラウンドへの進出を認める競技者の数を減らすものとする。

### 第168条 ハードル競走

1. 距離 — 標準距離はつぎの通りである。

男子(一般、U20、U18)：110m、400m

女子(一般、U20、U18)：100m、400m

各レーンに、つぎのように10台のハードルを配置する。

|    | 距離  | ハードルの標準の高さ | スタートラインから第1ハードルまでの距離 | ハードルの間の距離 | 最後のハードルからフィニッシュラインまでの距離 |
|----|-----|------------|----------------------|-----------|-------------------------|
|    | m   | m          | m                    | m         | m                       |
| 男子 | 110 | 1.067      | 13.72                | 9.14      | 14.02                   |
|    | 400 | 0.914      | 45.00                | 35.00     | 40.00                   |
| 女子 | 100 | 0.838      | 13.00                | 8.50      | 10.50                   |
|    | 400 | 0.762      | 45.00                | 35.00     | 40.00                   |

[国内] 中学校のハードル競走は、つぎの規定によって実施する。

| (中学校) | m   | m     | m     | m    | m     |
|-------|-----|-------|-------|------|-------|
| 男子    | 110 | 0.914 | 13.72 | 9.14 | 14.02 |
| 女子    | 100 | 0.762 | 13.00 | 8.00 | 15.00 |

各ハードルは、競技者が走ってくる方向に基底部を向けて置く。

ハードルは、走ってくる競技者に近い側のバーの垂直面を競技者寄りの位置マークに合わせるように置くものとする。

2. ハードル上部のバーは、木または他の非金属性の適当な材料でつくり、他の部分は金属または他の適当な材料でつくる。

ハードルは、1本あるいは数本のバーによって補強された長方形の枠組を支える2本の支柱と2個の基底部からなり、支柱はそれぞれの基底部の一方の末端に固定する。ハードルが倒れるためには、上端の中央部に少なくとも3kg600の力を水平に加える必

要があるように設計されていなければならない。ハードルは各種目に必要な高さに調節できるようにする。そしてそれぞれの高さにおいて、少なくとも3kg 600～4kgの力が作用するときは、転倒するように平衡を調節できるように錘をつけなければならない。ハードルのバーの中央部分に10kg相当の力が加えられた場合、水平方向のたわみ（支柱のたわみを含む）が最大で35mmを超えてはならない。

〔国内〕 ハードルの抵抗力を検査するには簡単なばね秤を使用し、バーの中央に牽引力を加える。別法としては、紐の一端にかぎをつけてバーの中央に引っかけ、他端は適当に固定した滑車にかけて錘で加重する。

### 3. 寸法 — ハードルの標準の高さは、つぎの通りである。

| 男子  | 距離   | 標準の高さ | 女子     | 距離   | 標準の高さ |
|-----|------|-------|--------|------|-------|
| 一般  | 110m | 1m067 | 一般/U20 | 100m | 838mm |
|     | 400m | 914mm |        | 400m | 762mm |
| U20 | 110m | 991mm | U18    | 100m | 762mm |
|     | 400m | 914mm |        | 400m | 762mm |
| 中学校 | 110m | 914mm | 中学校    | 100m | 762mm |
|     | 400m | 838mm |        | 400m | 762mm |

（参考 全国小学生陸上競技交流大会使用器具：男女とも 700mm）

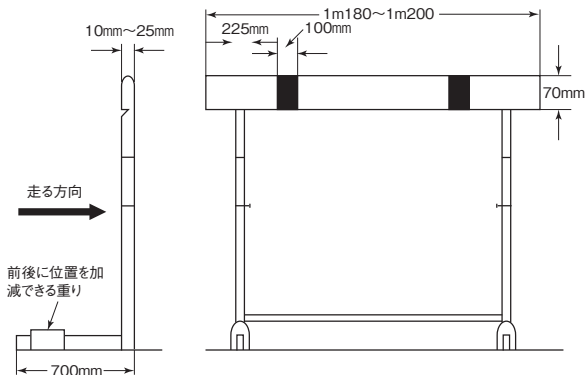
〔国際—注意〕 製造会社による製品の誤差があるため、U20 110m用ハードルの高さは1,000mmまで許容される。

ハードルの幅は1m180～1m200、基底の長さは700mm以下とし、ハードルの全重量は10kg以上とする。各ハードルの高さにおける許容度は、標準の高さより±3mmが製造の誤差として認められている。

4. 上部のバーの高さは70mm、厚さは10mm～25mmとし、上端は丸味をもたせ、両端に固定しなければならない。
5. 上部のバーは黒と白または他の濃淡の著しい色（そして周囲の景観とも区別できるような色）で塗り、両端は淡い方の色とし、

その幅は少なくとも225mmとする。

6. ハードル競走はレーンを走る。第163条4の場合を除いて、各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越えそのレーンを走らなくてはならない。直接、間接を問わず、他のレーンのハードルを倒すか著しく移動させた場合は失格となる。



7. 各競技者はハードルを跳び越えなければならない。そうしない場合は失格となる。加えて競技者はつぎのことをすると失格となる。

- (a) ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。  
(b) 故意に競技者がハードルを倒したと審判長が判断したとき。

8. 第168条6および第168条7(b)の場合を除いて、ハードルを倒しても失格にしてはならない。また記録も認められる。

9. 全部のハードルが本連盟規定のものが使われていなければ、その記録は公認されない。

〔国際〕 世界記録公認のためには、全部のハードルが規則の規格に合致していなくてはならない。

### 第169条 障害物競走

1. 標準距離は2,000mおよび3,000mである。



2. 3,000m競走は、障害物を28回と水濠を7回越えなければならない。また2,000m競走では、障害物を18回と水濠を5回越えなければならない。
3. 障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に5個の障害物があり、その4番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方が良い。すなわち障害物間の距離は、1周の長さの約5分の1とする。

〔注意〕 i IAAF陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。

- ii 2,000m競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを2回通過した第2周目からとする。

〔国内〕 1 2,000m競走では、水濠は1周目の2番目の障害物とし、つぎの周からは4番目の障害物とするのがよい。

- 2 トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。

- 3 3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで70m以上とする。9レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを70mとし、全競技者が第1障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。

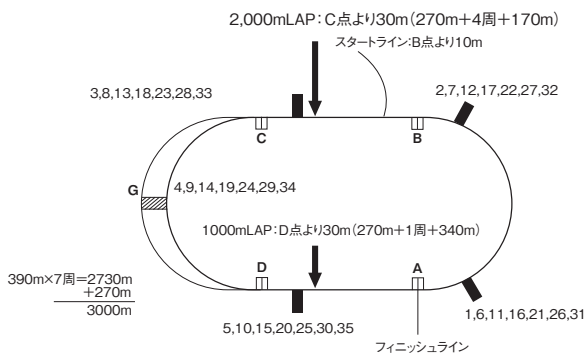
つぎの3,000m競走の計測方法は一例ではあるが、スタートラインを移動することによって必要な第1障害物までの距離を調整することができる。

#### 例〔1〕

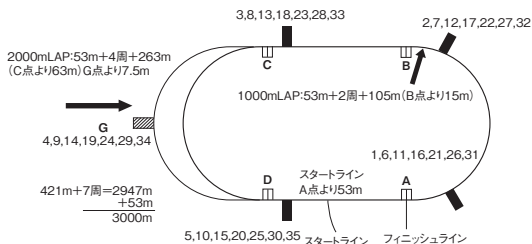
400mのトラックの内側に水濠を設けて1周が390m、直線が80mの場合

スタートラインから最初の1周に入るまで障害物を置かない

|                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
|                       | 270m                   |
| 最初の1周入ってから第1障害物までの距離  | 10m                    |
| 第1障害物から第2障害物までの距離     | 78m                    |
| 第2障害物から第3障害物までの距離     | 78m                    |
| 第3障害物から水濠までの距離        | 78m                    |
| 水濠から第4障害物までの距離        | 78m                    |
| 第4障害物からフィニッシュラインまでの距離 | 68m                    |
| 390mの7周 = 2,730m      | 270m + 2,730m = 3,000m |



400mトラック内側に水濠を設けて1周が390m、直線80mの場合



400mトラック(8レーン)外側に水濠を設けて1周が421m、直走路が80m、障害礎石を10m500移動した場合

## 例(2)

400mのトラックの外側に水濠を設けて1周が422.96m、直線が80m、レーンの幅を1.22mとし、障害礎石を11m480移動した場合(9レーン、水濠が2000mラップの位置)

スタートラインから最初の1周に入るまで障害物を置かない  
39m280

最初の1周入ってから第1障害物までの距離 15m104

スタートラインから最初の障害物まで 70m

(第1障害物を移動する距離) 15m616

第1障害物から第2障害物までの距離 84m592

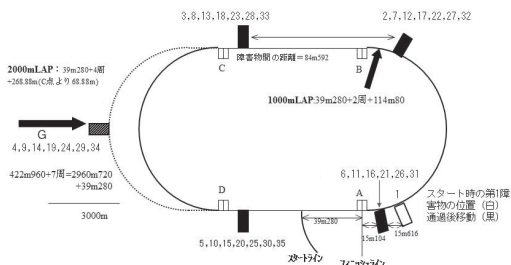
第2障害物から第3障害物までの距離 84m592

第3障害物から水濠までの距離 84m592

水濠から第4障害物までの距離 84m592

第4障害物からフィニッシュラインまでの距離 69m488

422.96mの7周=2,960.72m 39.28m+2,960.72m=3,000m



400mトラック(9レーン)外側に水濠を設けて1周が422.96m、直走路が80m、障害礎石を11m480移動した場合

4. 3,000m競走においては、スタートラインから最初の1周に入るまでの間には、障害物を置かない。競技者が最初の1周に入るまでにあるそのほかの周に使用される障害物は、その間移動しておく。2,000m競走における最初の障害物は、通常周回の3番目の障害物の位置とする。それよりも手前にある障害物は、最初に競技者が通過するまでは設置しない。

5. 障害物の標準の高さは、男子が914mm(±3mm)女子が762mm(±3mm)、幅は少なくとも3m940とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは127mmの正方形とする。

各障害物の重量は80kg～100kgで、各障害物は、両側に1.2m～1.4mの基部をつける(図参照)。

水濠に接した障害物の幅は3m660(±20mm)で、水平に移動しないようにグラウンドに強固に固定されていなければならない。

上部のバーは黒と白または他の濃淡の著しい色(そして周囲の景観とも区別できるような色)で塗り、両端は淡い方の色とし、その幅は少なくとも225mmとする。

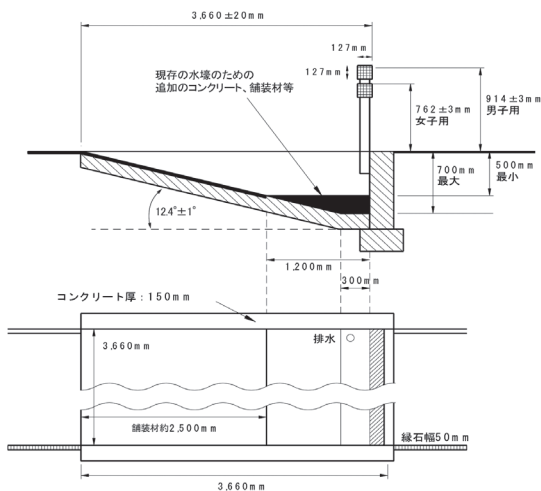
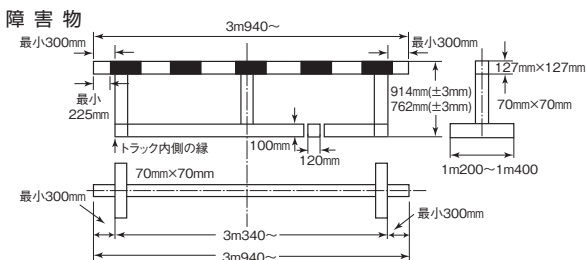
障害物は最上部のバーの少なくとも300mmが、トラックの内縁から測って、フィールドの内側にあるようにトラックに置かなければならない。

[注意] 最初の障害物の幅は、少なくとも5mとする。

[注釈] IAAF規則は〔注意〕として「最初の障害物の幅は、少なくとも5mあることが望ましい」としているが、本連盟の陸上競技場公認に関する細則では必備器具として、1台は幅5mとすると規定されている。

6. 水濠は障害物を含めて、長さが3m660(±20mm)、幅が3m660(±mm)とする。

水濠の底は、シューズを安全にしっかり受け止められるように、十分な厚さのマットか合成表面材でなければならない。障害物に接する側の水濠の水深は約300mmの長さにわたり700mmで、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を均一に傾斜させる。スタート時の水濠の水面とトラックの表面の差は20mmを超えてはならない。



〔注意〕 水壕のトラック表面レベルからの水深は最深700mmから最浅500mmへと減じてもよい。水壕の傾斜角度(12.4° ± 1°)は図で示されているように変えることはない。新しく建設される水壕は、水深500mmとする。

7. 競技者は水壕を越えて、あるいは水壕に入って進み、すべての障害物を越えなくてはならない。そうしない場合は失格となる。加えて競技者は、次のことをすると失格となる。

(a) 水壕の外側に着地したとき

- (b) 障害物を通過する瞬間、足または脚が障害物の外側（いずれの側かにかかわらず）のバー水辺面より低い位置にあるときこの規則が守られていれば、競技者は障害物をどんな方法で越えてもよい。

### 第170条 リレー競走

1. 4×100m、4×200m、100m-200m-300m-400m（メドレーリレー：Medley Relay）、4×400m、4×800m、1200m-400m-800m-1600m（ディスタンスメドレーリレー）、4×1500mが標準の距離である。

〔注意〕 メドレーリレーは走る距離の順番を入れ替えることができる。その場合、第170条14、18、19、20の適用においては、適切な調整が行われるべきである。

2. 幅50mmのラインをトラックに横に引いて、各区域の距離とセンターラインを示す。
3. 各テイク・オーバー・ゾーンは、センターラインを中心に20mとする。ゾーンは、走る方向においてスタートラインに近い端を基点とする。レーン内で行われる各バトンの受け渡しについて、しかるべき競技役員が、各競技者にそれぞれ正しいテイク・オーバー・ゾーンの位置を示すとともに、加速ゾーンがある場合はそのことを認識させる。また、その競技役員は、第170条4（マーカーの数とサイズ）が確実に遵守されるようにしなければならない。
4. レーンでリレーを行う場合、競技者は大きさが最大50mm×400mmで他の恒久的なマーキングと混同しないようなはっきりとした色の粘着テープをマーカーとして1カ所、自らのレーン内に貼ることが許される。それ以外のマーカーの使用は認められない。

〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会では、マーカーは主催者が用意する。

5. バトンはつぎ目のない木材、または金属その他の硬い物質でつくられ、断面が丸く、滑らかで中空の管でなければならない。長さは280mm～300mmで、直径は40mm（±2mm）、重さは50g以上とする。

またレースにおいて、容易に識別できる色でなければならない。

6. (a) 競技場で行われるリレー競技ではバトンを使用しなければならず、バトンは競技中手でもち運ばなければならない。
- 〔国際〕 少なくとも第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会では、各バトンに番号を付し異なる色とする。また、トランスポンダーシステムを組み込んでよい。
- 〔注意〕 可能であれば、各レーンに割り当てられたバトンの色をスタートリストに記しておくこと。
- (b) 競技者は、バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり（第144条2(f)で認められた以外の）何かを手に付けたりすることはできない。
- (c) もしバトンを落した場合、落とした競技者がバトンを拾って継続しなければならない。この場合、競技者は距離が短くないことを条件にバトンを拾うために自分のレーンから離れてもよい。加えて、そのような状況でバトンを落としたとき、バトンが横や進行方向（フィニッシュラインの先も含む）に転がり、拾い上げた後、競技者はバトンを落とした地点に戻ってレースを再開しなければならない。上記の手続きが適正になされ、他の競技者を妨害しない限りは、バトンを落としても失格とはならない。一方、競技者がこの規則に従わなかった時、チームは失格となる。
7. バトンは、テイク・オーバー・ゾーン内で受け渡されなければならない。バトンのパスは、受け取る競技者にバトンが触れた時点に始まり、受け取る競技者の手の中に完全に渡り、唯一のバトン保持者となった瞬間に成立する。それはあくまでもテイク・オーバー・ゾーン内でのバトンの位置のみが決定的なものであり、競技者の身体の位置ではない。
- 競技者がこの規則に従わなかったときは、チームは失格となる。
8. バトンを受ける前そして／または受け取った後、競技者は他の競技者への妨害を避けるため、走路が空くまで自分のレーンまたはその位置（ゾーン）にとどまる。第163条3、第163条4は適用されない。競技者がバトンを渡し終えた後、自分の位置やレーンの外を走ることで、他のチームの競技者を妨害したときは、第163条2が適用される。

9. レース中、競技者が他チームのバトンを使ったり拾い上げた場合、そのチームは失格となる。相手チームは、有利にならない限り失格とはならない。

10. リレーメンバーが走ることができるのは1区間だけである。リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいてもその競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場することができる。ただし、本連盟の公認競技会では、どのラウンドにおいても出場するメンバーのうち少なくとも2人はリレーに申し込んだ競技者でなければならない。最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2人以内に限り、他の競技者と交代することができる。この規則に従わなければ、チームは失格となる。

[国内] 1 申込みのときのチームの編成は、原則として6人以内とする。

2 交代とは、一度出場した競技者が他の競技者と代わることであり、最初のラウンドにおいてリレーに申し込んでいない競技者が出場する場合は交代とは見なさない。

3 前のラウンドに出場した競技者が一度他の競技者と代わり、再びリレーチームに戻る場合は、新たな交代競技者数には加算しない。

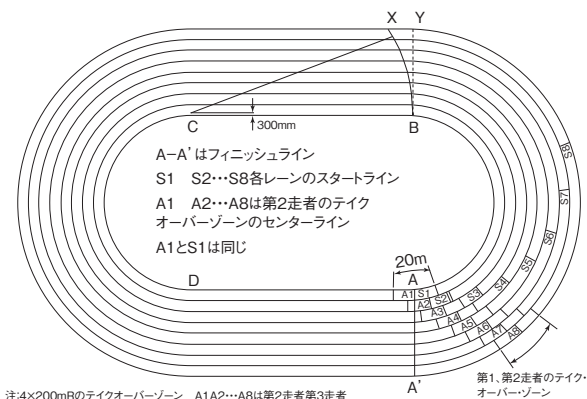
11. リレーチームの編成は、各ラウンドの第1組目の招集時刻の1時間前までに正式に申告しなければならない。それ以後の変更は、最終招集時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。この規則に従わなければ、チームは失格となる。

12. 4×100mリレーでは、完全にレーンを走る。

13. 4×200mリレーは、以下のいずれの方法で走ってもよい。



4×200mおよび4×400mリレーで1周とつぎの曲走路  
までをレーンで走る場合のスタート位置と地域変化図



- (a) 可能ならば完全にレーンを走る（レーンで四つの曲走路を走る）。
- (b) はじめの二人の走者はレーンで走り、第3走者は同様に第163条5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで三つの曲走路を走る）。
- (c) 第163条5で述べたブレイクラインの手前端まで第1走者が走り、その後レーンを離れる（レーンで一つの曲走路を走る）。
- 〔注意〕 4チーム以内で競走する場合および上記(a)が不可能な場合、(c)の方法がとられるべきである。
14. メドレーリレーでは、第2走者までレーンで走るべきであり、第3走者は第163条5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで曲走路二つ走る）。
15. 4×400mリレーでは、以下のいずれかの方法で走ることができる。
- (a) 第1走者はレーンで走り、第2走者は同様に第163条5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーン

ンを離れることができる（レーンで三つの曲走路を走る）。

- (b) 第1走者は第163条5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで一つの曲走路を走る）。

〔注意〕 4チーム以内で競走する場合には、上記(b)の方法が推奨される。

16. 4×800mリレーでは、以下のいずれかの方法で走ることができる。

(a) 第1走者は第163条5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで一つの曲走路を走る）。

(b) レーンを用いない。

17. ディスタンスメドレーリレーと4×1500mリレーではレーンを用いないで行う。

18. 4×100mリレーと4×200mリレーでは第1走者以外のチームの走者、メドレーリレーでは第2・第3走者はテイク・オーバー・ゾーンの前10m以内のところから走り始めてもよい（参照 第170条3）。この延長した範囲を示すために、各レーンに明瞭なマークが表示されなくてはならない。もし競技者がこの規則に従わない場合、そのチームは失格となる。

19. メドレーリレーの最後のバトンパスと4×400mリレー、4×800mリレー、ディスタンスメドレーリレー、4×1500mリレーのすべてのバトンパスにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

20. メドレーリレーの最終走者、4×400mリレーの第3、第4走者は審判員の指示に従い、前走者が第2曲走路入り口を通過した順序で、内側より並び待機する。その後、待機している走者は、この順序を維持しなくてはならず、バトンを受け取るまで入れ替わることは認められない。違反した場合は、そのチームを失格とする。

〔注意〕 4×200mリレーにおいて、レーンを完全に走行するのではなく途中でブレイクする方法で実施されるならば、前走者

がレーン内走行でない場合、次走者はスタートリストの順番で内側より外側に一列に並ぶ。

〔国内〕 200m スタート地点を示すために、フィールド内1～2mの場所に黄旗を立てる。

21. 4×200mリレー、メドレーリレーと4×400mリレーも含めたどのリレー競走においても、レーンが使用されていない場合は、次走者は、他の走者の進行をじゃまするために妨害したり押しのけたりしないならば、走って来るチーム走者が近づくとつれてトラックの内側に移動できる。4×200mリレー、メドレーリレーと4×400mリレーの場合には、次走者は第170条20で規定された順番を維持する。もし競技者が、この規則に従わないならば、そのチームは失格となる。